

総合病院に関する使用料及び手数料の見直し等について

1 見直し等の内容（案）

①特別室使用料の見直し

現行 1日 = 5,000円 → 南棟 = 現行通り 中央棟 = 3,000円 西棟 = 2,000円

②出産費の見直し

現行 単胎 = 400,000円 双胎 = 700,000円 → 1児 = 420,000円

③テレビ用電気使用料の見直し

現行 1日 = 40円 → 徴収しない

④簡易健診の新設

採血のみにより実施する検査 1検査 = 463円（消費税込 500円）

糖尿病検査、動脈硬化検査、腎機能検査、貧血検査、肝機能検査、痛風検査

2 見直し等の理由

①中央棟は病室が狭く（旧棟 19.7㎡に対し新棟 15.9㎡） また、浴室についても、バスタブがなくシャワー設備だけとなっている。西棟（精神科棟）についても病室が狭く（13.7㎡） また、病態から長期入院となりやすい事で患者負担が増すため。現在は、減免規定により同金額で運用しているため、使用料を条例に明記する。

※本人の希望に依らず、医師の診療上の判断により特別室を利用させる場合は料金を徴していない。

②管内（函館市内）の出産可能な病院の相場及び出産育児一時金（公的保険制度）が1児あたり 42万円支給されており、妊産婦の負担増には繋がらないため。

③厚生労働省からテレビ用の電気料は入院料に含まれるとの見解が示されているため。
※現在もこれを徴収していないことからこれを削除する。

④採血だけでできる検査を簡便に行うことで、病気の早期発見につなげることができ、一つの検査を消費税込で 500円で受けることができ、金銭的な負担も少ない。

※実施案 = 受付で申込書を記載し 500円を支払う → 中央採血室で採血 → 帰宅 → 自宅に検査結果郵送 → 数値により精密検査等を受診

八雲総合病院 医事課

電話：63-2185 FAX：62-2753

Eメール：info@hosp.town.yakumo.hokkaido.jp